

移送サービスを利用される皆様へ

■事業内容

外出することが困難な高齢者、障がい者の方が、自宅から医療機関までの通院又は入退院、自宅から社会福祉施設等までの入退所をする際にかかる移送費用を市が補助をする事業です。

■利用対象者（次のすべての要件に該当する方）

（１）居住要件

- ・市内に在住していること

（２）状態要件Ⅰ（①②のいずれかに該当）

- ①常時ねたきり又は車いすを利用している状態にあり、外出時に車いす又はストレッチャーの介護手段を必要としていること
- ②心身の状態により、公共交通機関の利用が著しく困難であること

（３）状態要件Ⅱ（①②③④のいずれかに該当）

- ①介護保険法の要介護３以上であること
- ②身体障害者手帳１級、２級のいずれかであること
- ③療育手帳○Ａ、Ａのいずれかであること
- ④精神保健福祉手帳１級

※ただし、次の(1)～(8)の施設に入所又は入居している方は、移送サービスをご利用いただけません。

- (1) 養護老人ホーム
- (2) 特別養護老人ホーム・小規模特別養護老人ホーム
- (3) 軽費老人ホーム
- (4) 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護を提供する施設
- (5) 保護施設
- (6) 障害者支援施設
- (7) 国立ハンセン病療養所
- (8) その他住所地特例該当施設

■利用範囲

原則『自宅～移送の目的に係る場所』が利用範囲です。

- ・病院への通院・入退院（転院は含まれません。）
 - ・(1)～(8)及び介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院への入退所
- ※短期入所は含まれませんので、短期入所の入退所の際は介護保険制度の中の送迎（加算項目としてあり）をご利用下さい。

■自己負担額

市の指定を受けたタクシー事業者の時間制運賃によって積算される移送料金（一律上限月額20,000円）の一割を自己負担していただきます。

※事業者により、利用料金の計算方法が異なりますのでご確認ください。

※以下の料金は補助対象外となりますので実費をご負担ください。

- ・ 毎月の利用限度額を越えた料金
- ・ 移送先での待機中に発生した料金
- ・ 有料道路使用料、駐車料金、利用者の都合により発生したキャンセル料
- ・ 特殊車両使用料（事業者によって発生することがあります。）
- ・ その他（機材貸出料や介助料等、別途料金が発生することがあります。）

■利用方法

予 約 あらかじめ移送サービスを利用する旨を伝え、電話予約をしてください。

予約時に伝えること

- ・ 利用する日時と場所
- ・ 利用する車種
- ・ 利用者証の番号と氏名
- ・ 利用日当日に連絡が取れる電話番号

当 日

持ち物 利用者証と印鑑

当日の利用手順

- ①介護タクシーに乗車する際、利用者証をタクシー事業者の方に提示してください。
 - ②送迎先に到着したら、上限管理票の利用先確認欄に利用する施設または病院の受付印を押してもらってください。
 - ③支払いは、運賃の1割をタクシー事業者にお支払いください。
- *必ず、介護者（家族やヘルパーなど）が同乗し、乗降介助を行ってください。
*介護保険サービスのヘルパーを利用する場合は、あらかじめケアマネジャーに相談してください。
*利用者証の記載事項に変更があるとき、又は利用者証を紛失した場合は速やかに
草加市役所 長寿支援課へご連絡ください。

■利用できなくなるとき（必ず草加市役所 長寿支援課までご連絡ください。）

- ・ 利用対象者に該当しなくなったとき。
- ・ サービス利用の必要がなくなったとき。

【問い合わせ】

草加市 長寿支援課相談支援係

電 話 048-922-1281

F A X 048-922-3279